

大野郡三重郷の地頭新田陸奥守について

— 『豊後国因田帳考証』の考証 —

渡 辺 澄 夫

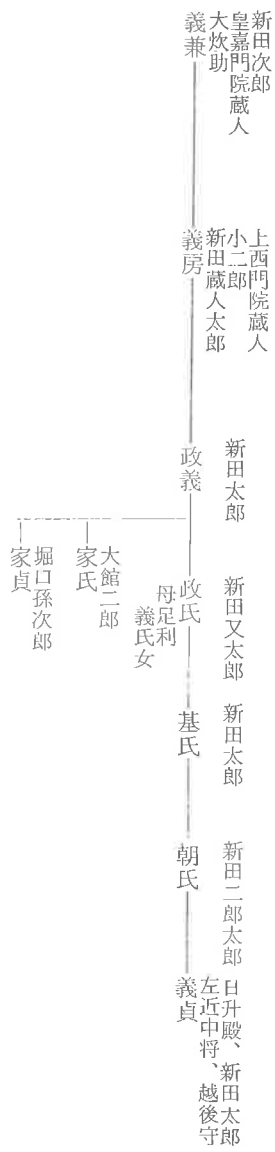
弘安八年（一二八五）の「豊後国因田帳」の大野郡の条に、
三重郷百八十町 新田陸奥守殿

とみえる。この新田陸奥守については、後藤碩田は、「因田帳考証」に、

按に新田家系ハ世に所知にして、新田大炊介義重入道上西子二郎大炊介義兼五代孫新田太郎基氏陸奥守なるべし、母ハ左近大輔秀時女云々、○下略

と述べ、新田基氏にあてている。

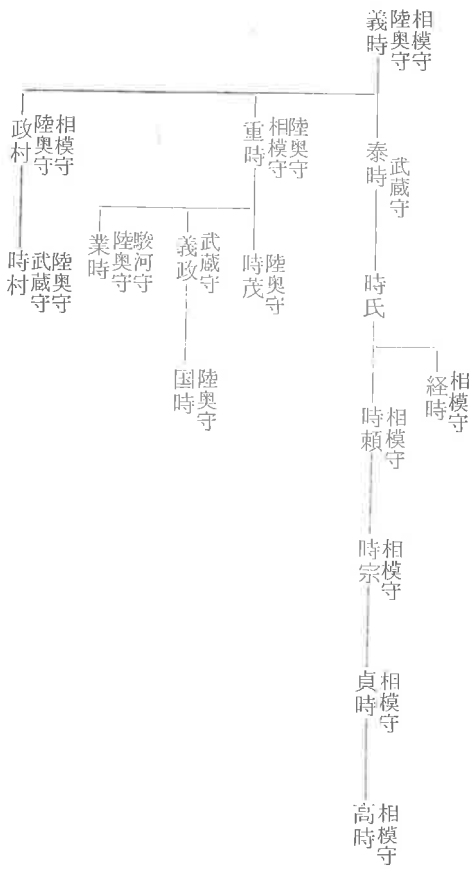
そこで試みに『尊卑分脈』によって、新田氏の系図をみると、



の通りであって、基氏はもちろん、義兼以後新田氏で陸奥守になったものは全くないのである。基氏の孫が義貞で、建武中興の恩賞によって越後守に補任され、これから一族で受領となるものがあらわれる。つまり義貞以前に、新田氏は受領となるような豪族ではなく、名国司に任ぜられた事実もなさそうである。そのような関東地方の武士が、豊後国に地頭職をもつことは、あり得ないことのように思われる。

二、

鎌倉時代に、陸奥守に任ぜられるものは、北条一門が多い。北条一門でも得宗家や、庶家で執権となるものは、相模守を先途とするものが多かった。陸奥守は義時以後は、重時・政村以下の庶流に固定したようである。



では、「凶田帳」の弘安八年（一二八五）ごろの陸奥守は、事定上誰であったであろうか。「関東評定伝」によれば、北条時村が文永八年七月八日に陸奥守に任ぜられ、弘安五年七月十四日に守を止め、八月廿三日に武藏守に任ぜられている。陸奥守には同日付をもって、評定衆五番引付頭である秋田城介藤原泰盛が任ぜられて城介を兼帯したが、十月に城介は息男宗景に譲つている。藤原泰盛の陸奥守は弘安七年（一二八四）も続き、同年四月出家して覚真とした。同年八月八日連署の北条駿河守業時が陸奥守に任ぜられているので（北条九代記下）、泰盛は辞任したのであろうか。

北条業時は、弘安十年六月廿六日陸奥守を帯したまま卒したので（前同）弘安八年当時の陸奥守は彼であったことになる。ではこの業時が、三重郷の地頭職を帯していたのであろうか。

三、

北条業時が新田陸奥守と記される条件は全くなく、たとえ後の誤写としても、新田と誤られるような原因となるものがない。「凶田帳」の新田陸奥守は、当時陸奥守であった北条業時でないことだけは、ほぼ確実であると考えてよかろう。

ではこれをいかなる人に比定すべきかといえば、私は前記の秋田城介藤原泰盛その人であると断じたい。その理由は、次の通りである。

第一、泰盛は弘安八年十一月十七日、著名な霜月騒動により、北条氏から族滅せられた。凶田帳の注進は九月晦日であるから、それから四十七日目に殺されたことになる。ところが、「北条九代記」（「統群書類従」）には、

今年十一月十七日申時、城陸奥入道覚真一族悉被誅、

とあり、「帝王編年記」（「新訂増補国史」）にも、

城入道覚真（マ）城介義景長子一門、同時被誅、
陸奥守泰盛

と見え、なおいずれも泰盛を陸奥守と記している。陸奥守が同時に二人いたはずはないから、あるいはこれまでの通称に従ったものか、ないしは前司を略したものであろう。いずれにしても、弘安八年九月晦日注進の「凶田帳」に、泰盛を陸奥守と記

していても、それは決して不合理ではないのである。

第二、新田の「田」と、秋田の「田」が一致する。第三、しかも「新」と「秋」の草書は極めて類似する。「秋」字を「新」字に誤って写し、諸写本が「秋田」を「新田」と誤って今日に伝えたことは、どこにもあり得る極めて自然な過程であると考えられる。

四、

秋田（安達）泰盛の女は執権北条時宗の妻となり、その所生が貞時である。こうした関係から、泰盛は時宗のころから幕政の中心人物となり、文永九（一二七二）年から同十一（一二七四）年ごろまでの間に肥後国守護職に任ぜられ、弘安四（一二八二）年の蒙古再来の後まで在職し、同八年の霜月騒動まで続いたようである（相田二郎著、「蒙古襲来の研究」）。彼は評定衆五番引付頭人の重職を帯していたから、自身は下向せず、守護代として子息盛宗が代り、肥後国御家人を統率して軍功をばげんでいる（同上、季長繪）。このような安達氏と九州との関係からすれば、泰盛が三重郷地頭職を帯していたことは、決して不自然ではない。その補任の時期については、今後の検討を要するが、肥後国守護職補任と同時に、あるいは文永蒙古合戦の恩賞としてであるかも知れない。三重郷の本地頭が誰であったか、それが泰盛の所帯となった経緯等については一切不明で、今後の研究にまつ以外はない。

泰盛の三重郷地頭職は、彼の敗死の時まで続いたものと思われる。その跡職が問題であるが、やはり没収されて有功の將士に宛行われたであろう。今その人名を比定することは出来ないが、南北朝期貞治三（一三六四）年の大友氏時所領注進状に（「大友文書」四）三重郷が見えることからすれば、あるいは守護大友頼泰に恩給されたのではないかとも思われる。ただしこれは弘安八（一二八五）年から八〇年も経過した後のことであるから、この間の検討が今後の問題として残されている。